

大衡村特別簡易型総合評価落札方式

落札者決定基準

【令和 2 年度 万葉クリエートパーク遊具更新
工事（その 2）】

令和 3 年 4 月
大 衡 村

1. 総 則

本基準は、大衡村が発注する工事における請負者の選定を、特別簡易型総合評価落札方式で実施するに当たっての基準を示すものである。

2. 総合評価点の算定方法

- (1) 総合評価は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たす者を対象に行う。
 - ア 入札参加者が公告に定めた必要な要件を満たし、無効でない者
 - イ 價格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術等の資料（以下「総合評価技術資料」という。）を提出した者
 - ウ 入札価格が、予定価格の制限の範囲内にある者（低入札価格調査により失格となった者を除く。）
- (2) 総合評価点は、次の算式により算定する。
総合評価点＝価格評価点＋価格以外の評価点
- (3) 価格評価点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

①価格評価点	80点
②価格以外の評価点	27点

3. 価格評価点の算定方法

- (1) 価格評価点は、次の算式により算定する。
価格評価点＝配点×（最低入札価格／入札価格）
※価格評価点は、小数点以下第4位を切り捨てし、小数点以下第3位とする。
なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

4. 価格以外の評価点の算定方法

- (1) 価格以外の評価点は、入札参加者が提出した総合評価技術資料により、価格以外の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。
- (2) 総合評価技術資料の提出が無い者は失格とする。
- (3) 価格以外の評価点は、入札参加者の申告を最大点とし、錯誤の取り扱いにより発注者が行う修正評価は減点措置のみとする。
- (4) 虚偽の申告（入札参加者が有している実績以上の内容で申告をした場合で入札参加者が申請内容を証明できない場合等）による応札は失格とする。
- (5) 錯誤の申告により、入札参加者が有している実績以上の内容で申請をした場合で入札参加者が申告内容を虚偽でないことを明確に証明できた場合は、錯誤による応札とし、最低点評価に修正する。また、入札参加者が有している実績以下の内容で申告した場合は、錯誤による応札とし、申告内容どおりに評価する。

5. 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもので、落札候補者決定基準により算出された総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、本入札は「低入札調査基準価格」を設定するため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、次に総合評価点の高い者を落札者とすることがある。

- (2) 低入札調査基準価格を下回った入札があった場合は、その入札を保留し、入札者は後日決定する。その際、低入札価格を調査する基準となる大衡村低入札価格取扱実施要綱に基づいた調査を実施するため、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- (3) 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。
- (4) 落札候補者の入札参加資格の審査は、建設工事に係る大衡村条件付一般競争入札試行要綱及び落札者決定基準により審査する。
- (5) 落札候補者を落札者と決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。ただし、低入札価格調査後、落札者が決定したときは、その結果を入札者に対して書面で通知する。
- (6) 配置する技術者に対するヒアリング
落札候補者から提出された資料等の適否を判断するため、必要に応じて配置する技術者に対するヒアリングが出来るものとする。
・配置する技術者の経歴、資格
・同種工事の経験の有無
・同種工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意した点、工夫した点
・当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
・当該工事に関する質問の有無等
- (7) 配置する技術者の取り扱い
配置する技術者（監理技術者（特例監理技術者を含む）又は主任技術者）の変更是原則認めない。
(契約前) 入札時に申告した配置する技術者を配置出来ない場合は契約できないこととなる。（契約辞退）
(契約後) 契約締結後、配置技術者の死亡、傷病、退職、妊娠、出産、育児、介護その他のやむを得ない事情で配置技術者を変更せざるを得ないと発注者が認めた場合は、工事完了時の履行確認において、新たな配置技術者について再評価を行い、変更前の配置技術者の評価結果を下回る評価項目については、履行が確保されなかったものとして評価する。
ただし、配置技術者本人の妊娠・出産により変更せざるを得なくなった場合は、再評価を要しない。（工事成績評定の減点対象としない。）

6. 提出する書類等

- (1) 応札者は別記様式1から別記様式5及び別記様式1に記入した評価点を証する書類等を提出すること。
- (2) 別記様式1には応札者記入欄に応札者自らが該当点数を記入し提出すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。
- ①施工実績
別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。
- ②配置予定の技術者
同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載し、資格等を証明する書類として資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを提出すること。（監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。）記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

③契約書の写し

①及び③の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、当該工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に登録されている場合は、C O R I N S の写しを提出すること。

④災害協定による地域貢献の実績

災害協定による地域貢献の実績がある場合は、別記様式4に記載し、当該実績を証明する協定書等の写しを提出すること。ただし、提出された協定書の写しにおいて、申請書及び資料の提出期限日における当該協定の有効性が証明できなければ実績として認めない。

⑤地域支援活動等の実績

地域支援活動等の実績がある場合は、別記様式5に記載し、実施主体の代表者からの証明書又は活動状況が確認できる書類（活動報告書又は活動写真等の写し）を提出すること。

（地域支援活動とは、地域社会に貢献し住民の生活福祉の向上に資するもので、消防防災（大衡村消防団協力事業所等）・防犯・環境・福祉等のボランティア活動）

大衡村総合評価落札方式・価格以外の評価項目及び評価基準

下記における評価項目について、それぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

評価の視点	評価項目	評価点	提出書類
企業評価 技術力	ア 同種工事の経験（過去15年間）		契約書及び仕様書の写
	実績あり	0.25	
	大衡村発注工事での実績あり	0.50	
	イ 工事成績評定（過去5年間の平均）		宮城県建設工事競争入札承認者名簿による。
	75点以上78点未満	0.25	
	78点以上80点未満	0.50	
	80点以上82点未満	0.75	
	82点以上	1.00	
	ウ 公共機関からの優良工事表彰の有無（過去5年間）		賞状の写及び表彰された契約書の写
	表彰実績あり（1回）	1.00	
	表彰実績あり（2回以上）	2.00	
	エ ISO9001・ISO14001・みちのくEMS認証取得状況		認証取得を証明する書類の写
	ISO9001, ISO14001又はみちのく環境管理規格のいずれか一つを認証取得済	0.25	
	ISO9001及びISO14001の取得又はISO9001及びみちのく環境管理規格の認証取得	0.50	
	オ 建設キャリアアップシステムの活用		
	建設キャリアアップシステムの事業登録済み	0.50	
	カ 地理的条件		入札参加登録申請書の確認
	大衡村内に本社・本店が10年以上所在かつ工事成績評定点が80点未満（過去5年間の平均）	1.00	
	大衡村内に本社・本店が10年以上所在かつ工事成績評定点が80点以上（過去5年間の平均）	2.00	
	小計	6.50	
配置する技術者の能力等	ア 同種工事の経験（過去15年間）		契約書、現場代理人通知書の写
	実績あり	0.50	
	大衡村発注工事での実績あり	1.00	
	イ 工事成績評定（過去5年間の最高評点）		工事成績考查結果通知書の写等
	80点以上82点未満	0.50	
	82点以上84点未満	1.00	
	84点以上86点未満	2.00	
	86点以上	3.00	
	ウ 公共機関からの工事事故防止優良者表彰等の有無（過去5年間）		賞状の写及び表彰された契約書の写
	表彰実績あり（1回）	2.00	
	表彰実績あり（2回以上）	3.00	
	エ 継続教育（CPD）取組状況		
	証明あり（奨励単位の1/2未満）	0.25	

		証明あり（奨励単位の1/2以上奨励単位未満）	0.50	
		証明あり（奨励単位以上）	1.00	
		オ ICT活用証明書・週休2日実施証明書の有無		
		ICT活用証明書又は週休2日実施証明書のどちらかを有している	0.50	証明書の写
		ICT活用証明書及び週休2日実施証明書のどちらも有している	1.00	
		小計	9.00	
社会性	労働福祉	ア 建設業退職金共済制度加入の有無		
		自社導入、一次下請予定業者に未導入業者がいる	0.182	経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書
		自社導入（下請なし）または自社及び一次下請予定業者導入済み	0.364	
		イ 退職一時金制度・企業年金制度導入の有無		経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書
		退職一時金制度若しくは企業年金制度導入済	0.182	
		ウ 障害者雇用の有無		雇用証明書及び障害者認定書の写
		法定雇用義務達成、障害者雇用1人以上	0.727	
		エ 労働条件の明示		
		自社及び全下請予定業者が労働条件を明示している	0.727	
地域性	地域貢献	オ 女性のチカラを活かす企業の認証取得状況		認証取得を証明する書類の写
		女性のチカラを活かす企業の認証取得済み	0.50	
		小計	2.50	
		ア 除雪・融雪作業の実績（過去5年間）		
		大衡村道の除雪・融雪作業の実績あり	2.00	契約書写等
		イ 大衡村管理施設の管理業務の実績（過去5年間）		
		実績あり	1.00	実績書証明できる書類
		ウ 大衡村内での災害時における地域貢献実績（協定の有無）		
		大衡村との災害協定あり	2.00	災害協定書の写
減点	不誠実な行為	エ 大衡村内での災害時における地域貢献実績（作業実績）		
		大衡村管理施設での作業実績あり	1.00	実績書証明できる書類
		オ 村内での企業の社会的責任等（CSR）の実績（過去2年間）		
		実績あり	1.00	実績書証明できる書類
		カ 東日本大震災での対応実績		
		大衡村管理施設での実績あり（村管理施設）	2.00	実績書証明できる書類
		小計	9.00	
		ア 不誠実な行為の有無		
		文書での改善指示複数回目（減点措置複数件）	△8.00	自己申告及び指名停止状況の確認
		文書での改善指示1回目（減点措置1件）	△2.00	
合計			27.00	

○実績とする表彰の工種

土木工事

○同種工事の条件

平成18年度以降、元請として国又は地方公共団体から受注し、引き渡しが完了した請負額2千万円（税抜）以上の公園整備工事の施工実績を有している者。

7. 価格以外の評価項目及び評価基準の説明

1. 技術力

1) 企業評価

①企業の同種工事の経験（過去15年間）

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	一	実績なし
0.25	標準	実績あり
0.50	優良	大衡村発注工事での実績あり

- 同種工事とは、発注者が指示する工種を含む工事とする。
- 国、都道府県又は政令指定都市、宮城県道路公社、宮城県住宅供給公社、宮城県土地開発公社、日本下水道事業団、市町村及び特殊法人等の発注した工事を対象とする。
- 特殊法人等とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する施行令」第一条に規定する特殊法人等の範囲とする。
- 当該工事の開札日の属する年度の直前15ヶ年度、及び当該工事入札公告日までに完成し、引き渡しが完了した工事を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の同種工事の経験を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの同種工事の経験を対象とすることができる。なお、「企業評価」は同一企業とする。
- 共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。ただし、特定建設工事共同企業体（乙型JV）の構成員としての同種工事を分担工事として経験した場合は、出資比率に関係なく認める。

②企業の工事成績評定（過去5年間の平均）

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	一	75点未満または実績なし
0.25	標準	75点以上 78点未満
0.50	良	78点以上 80点未満
0.75	良	80点以上 82点未満
1.00	優良	82点以上

- 宮城県建設工事競争入札参加資格登録承認者名簿記載点数とする。（同名簿記載点数が過去5年間の平均となっている。）
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の工事成績評定を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの工事成績評定を対象とすることができる。なお、「企業評価」は同一企業とする。

③企業の優良建設工事施工業者表彰等（過去5年間）

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	一	表彰実績なし
1.00	標準	表彰実績あり（1回）
2.00	優良	表彰実績あり（2回以上）

●対象となる表彰制度

宮城県優良建設工事施工業者表彰

東北地方整備局優良工事表彰（局長・所長）

東北農政局農業農村整備事業等優良工事等の請負業者等の表彰

宮城県道路公社優良建設工事施工業者表彰

●ただし、上記の一つの表彰制度において同年度に重複受賞した場合は、複数回の実績としてではなく、1回の実績とみなす。

●当該工事の開札日の属する年度の直前5ヶ年度、及び当該工事入札公告日までの上記の表彰制度での受賞実績を対象とする。（表彰の年度であり、表彰の対象となった工事の完成年度ではない。）

●上記表彰制度のうち宮城県優良建設工事施工業者表彰については、表彰決定通知日をもって受賞実績とする。ただし、落札決定前に当該表彰が取り消された場合には、受賞実績とはしない。

●当該工事と同工種（土木・建築・設備の区分）での受賞実績を対象とする。

●当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の表彰を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの表彰を対象とすることができる。なお、「企業評価」は同一企業とする。

●共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。

④ ISO9001・14001・みちのく環境管理規格（みちのくEMS）の認証取得状況

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	一	認証未取得
0.25	標準	ISO9001、14001またはみちのく環境管理規格のいずれか一つを取得済み
0.50	優良	ISO9001及びISO14001の両方またはISO9001及びみちのく環境管理規格の両方の認証取得済み

●当該工事入札公告日に有効な宮城県建設工事入札参加登録資格審査の承認結果を対象とする。

●当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の認証取得状況を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの認証取得状況を対象とすることができる。なお、「企業評価」は同一企業とする。

⑤建設キャリアアップシステムの活用

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	一	未導入
0.50	良	建設キャリアアップシステムの事業者登録済み

- (一財)建設業振興基金ホームページの登録事業者検索に事業登録が反映されていることを確認のうえ、申告すること。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員全ての事業者登録を対象とすること。

⑥地理的条件

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	一	大衡村内に本社・本店が10年未満所在または所在なし
1.00	標準	大衡村内に本社・本店が10年以上所在かつ工事成績評定点80点未満（過去5年間の平均）
2.00	優良	大衡村内に本社・本店が10年以上所在かつ工事成績評定点80点以上（過去5年間の平均）

- 当該工事入札公告日において、大衡村内に、建設工事入札参加登録に届け出のある本社・本店が10年以上所在している企業を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの本社・本店の所在地を対象とすることができます。
- 工事成績評定は、宮城県建設工事競争入札参加資格登録承認者名簿記載点数とする。（同名簿記載点数が過去5年間の平均となっている。）
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の工事成績評定を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの工事成績評定を対象とすることができます。なお、「企業評価」は同一企業とする。

2) 配置する技術者の評価（監理技術者（特例監理技術者を含む）又は主任技術者）

①配置する技術者の同種工事の経験（過去15年間）

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	一	実績なし
0.50	標準	実績あり
1.00	優良	大衡村発注工事での実績あり

- 同種工事とは、発注者が指示する工種を含む工事とする。
- 国、都道府県又は政令指定都市、宮城県道路公社、宮城県住宅供給公社、宮城県土地開発公社、日本下水道事業団、市町村（建築・設備工事のみ）及び特殊法人等の発注した工事を対象とする。
- 特殊法人等とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する施行令」第一条に規定する特殊法人等の範囲とする。
- 当該工事の開札日の属する年度の直前15ヶ年度、及び当該工事入札公告日までに完成し、引き渡しが完了した工事を対象とする
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの企業が配置する技術者を対象とすることができます。なお、「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。
- 共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。ただし、特定建設工事共同企業体（乙型JV）の構成員としての同種工事を分担工事として経験した場合は、出資比率に関係なく認める。

- 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。ただし、村内の実績に工場製作のみを担当した技術者等は対象としない。
- 複数の技術者をエントリーする場合は、技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 復興JVとして複数の技術者をエントリーする場合は、構成員毎に技術力の低い方を特定し、かつ代表構成員と構成員を比較し技術力の高い方を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は、代表構成員の技術者のうち技術力の低い方を対象とする。
- 監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者もしくは現場代理人として、実績の対象とする工事の全工期の50%を超える期間従事した技術者を対象とする。工場製作と据付工事が一括されている工事等も同様に扱う。
- 着手日を指定した工事の場合は、工期の初日から着手指定日もしくは工事に着手した日までの日数を除いた期間の50%を超える期間従事した実績を対象とする。
- 工事一時中止があった場合は、その中止期間を除いた期間の50%を超える期間従事した実績を対象とする。

②配置する技術者の工事成績評定（過去5年間の最高評点）

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	－	80点未満または実績なし
0.50	標準	80点以上 82点未満
1.00	良	82点以上 84点未満
2.00	良	84点以上 86点未満
3.00	優良	86点以上

- 宮城県、東北地方整備局、東北農政局、宮城県道路公社が発注した工事の工事成績評定を対象とする。
- 当該工事の開札日の属する年度の直前5ヶ年度及び当該工事入札公告日までに工事成績考査結果通知書を受けた工事成績評定の最高評定点を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの企業が配置する技術者を対象とすることができます。なお、「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。
- 共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。
- 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。
- 複数の技術者をエントリーする場合は、技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 復興JVとして複数の技術者をエントリーする場合は、構成員毎に技術力の低い方を特定し、かつ代表構成員と構成員を比較し技術力の高い方を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は、代表構成員の技術者のうち技術力の低い方を対象とする。
- 監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者もしくは現場代理人として、実績の対象とする工事の全工期の90%以上の期間従事した技術者を対象とする。工場製作と据付工事が一括されている工事等も同様に扱う。
- 着手日を指定した工事の場合は、工期の初日から着手指定日もしくは工事に着手

した日までの日数を除いた期間の 90 %以上を従事した実績を対象とする。

- 工事一時中止があった場合は、その中止期間を除いた期間の 90 %以上従事した実績を対象とする。

- ③宮城県建設工事事故防止優良者表彰等、または同表彰工事の（監理）主任技術者としての実績（過去 5 年間）

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	一	表彰実績なし
2.00	標準	表彰実績あり（1回）
3.00	優良	表彰実績あり（2回以上）

●対象となる表彰制度

宮城県建設工事事故防止優良者表彰

東北地方工事安全施工推進大会（S A F E T Y）優良企業（現場代理人）表彰
ただし、上記の表彰制度で同一工事で重複受賞した場合は、複数回の実績としてではなく、1回の実績と見なす。

- 当該工事の開札日の属する年度の直前 5 ヶ年度、及び当該工事入札公告日までの上記の表彰制度での受賞実績を対象とする。（表彰の年度であり、表彰の対象となった工事の完成年度ではない。）
- 上記表彰制度のうち宮城県建設工事事故防止優良者表彰については、表彰決定通知日をもって受賞実績とする。ただし、落札決定前に当該表彰が取り消された場合には、受賞実績とはしない。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興 J V）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの企業が配置する技術者を対象とすることができる。なお、「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。
- 共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率 20 %以上のものに限る。
- 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。
- 複数の技術者をエントリーする場合は、技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 復興 J V として複数の技術者をエントリーする場合は、構成員毎に技術力の低い方を特定し、かつ代表構成員と構成員を比較し技術力の高い方を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は、代表構成員の技術者のうち技術力の低い方を対象とする。
- 監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者もしくは現場代理人として、実績の対象とする工事の全工期の 90 %以上の期間従事した技術者を対象とする。工場製作と据付工事が一括されている工事等も同様に扱う。
- 着手日を指定した工事の場合は、工期の初日から着手指定日もしくは工事に着手した日までの日数を除いた期間の 90 %以上を従事した実績を対象とする。
- 工事一時中止があった場合は、その中止期間を除いた期間の 90 %以上従事した実績を対象とする。

- ④配置する技術者の継続教育（C P D）の取組状況

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
-----	------	------

0.00	一	継続教育の証明なし
0.25	標準	継続教育の証明あり（各団体奨励単位の1／2未満取得）
0.50	良	継続教育の証明あり（当該団体推奨単位の1／2以上推奨単位未満取得）
1.00	優良	継続教育の証明あり（当該団体推奨単位以上取得）

- 各団体が実施している継続教育において、奨励単位に対する単位の取得状況を対象とする。
- 企業独自の制度又は推奨単位を定めていない制度は評価対象としない。
- 評価の対象とする推奨単位とは制度を定めている場合は、上位区分（例、優良ユニットと標準ユニットの区がある場合は、優良ユニットを採用）を推奨単位とする。
- 対象は総合評価技術資料提出時（入札時）において、各団体で取得可能な登録証明済みの単位とし、技術資料提出期限から過去1年以内の間までに単位取得が証明された、「証明書」を有効とする。（講習会等を受講しただけのもの、各団体に登録申請中のものは除く。）
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの企業が配置する技術者を対象とすることができる。なお、「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。
- 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。
- 複数の技術者をエントリーする場合は、技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 復興JVとして複数の技術者をエントリーする場合は、構成員毎に技術力の低い方を特定し、かつ代表構成員と構成員を比較し技術力の高い方を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は、代表構成員の技術者の中から技術力の低い方を対象とする。

⑤ICT活用証明書・週休2日実施証明書の有無

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	一	証明書なし
0.50	良	ICT活用証明書又は週休2日実施証明書のどちらかを有している
1.00	優良	ICT活用証明書及び週休2日実施証明書のどちらも有している

- 入札公告日から過去2年以内に発行されたICT活用証明書及び週休2日実施証明書を対象とする。
- ただし、令和元年9月2日から令和2年3月31日までに発行された証明書は、令和2年4月1日に発行されたものとして取り扱う。
- 宮城県が発行したICT活用証明書及び週休2日実施証明書を対象とする。
- ICT活用証明書は、証明書に記載の施工プロセスのチェック項目数に関係なく評価するものとする。
- ICT活用証明書及び週休2日実施証明書の各証明書は、同種類の証明書を複数枚所有していても一枚の証明書を評価対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）として入

札参加する場合は、構成員各社いずれかの企業が配置する技術者を対象とすることができます。なお、「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。

- 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。
- 複数の技術者をエントリーする場合は、技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 復興JVとして複数の技術者をエントリーする場合は、構成員毎に技術力の低い方を特定し、かつ代表構成員と構成員を比較し技術力の高い方を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は、代表構成員の技術者うち技術力の低い方を対象とする。

2. 社会性

1) 労働福祉

①建設業退職金共済制度導入の有無

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	一	自社未導入
0.182	標準	自社のみ導入済みで一次下請予定企業の中に未導入企業がいる
0.364	優良	自社導入済み（下請なし）か、自社及び全一次下請予定企業導入済み

- 本評価項目は入札参加者及び一次下請予定企業の導入状況を対象し、入札参加者の自己申告で評価する。
- 一次下請予定企業はオープンブック方式の「工事費内訳書」記載の「下請負人」とする。
- 当該工事入札公告日に有効な経営事項審査の評価結果を対象とする。
- 政令で定める軽微な建設工事について建設業の許可を受けていない者と下請契約を予定する場合または経営事項審査を受けていない者と下請契約を予定する場合は、「経営事項審査用建設業退職金共済加入・履行証明書」により確認するものとし、技術資料提出期限から過去1年以内の「証明書」を有効とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成企業全てを対象とする。
- 工事完了時に一次下請企業の導入状況を確認することとし、申告された評価基準の範囲から下回った場合は、工事成績評点での減点対象とする。ただし、受注者の責によらない事由により、建設業退職金共済制度を導入していない一次下請企業と下請負契約を締結することとなったことを受注者が証明した場合には、この限りではない。（「4 評価内容の担保」参照）

②退職一時金制度・企業年金制度導入の有無

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	一	自社未導入
0.182	優良	自社導入済み

- 対象となる制度は下記のいずれかとする。

- 退職一時金制度

「労働協約」または「就業規則」に退職手当に関する事項について定めがある場合

中小企業退職金共済制度、特定退職金共済団体制度

・企業年金制度

厚生年金基金制度、適格退職年金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度

- 当該工事入札公告日に有効な経営事項審査の評価結果を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成企業全てを対象とする。

③障害者雇用状況

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	—	障害者雇用を義務づけられている企業：法定雇用義務未達成 障害者雇用の義務のない企業：雇用障害者数0人
0.727	優 良	障害者雇用を義務づけられている企業：法定雇用義務達成 障害者雇用の義務のない企業：雇用障害者数1人以上

- 本評価項目の適用は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づくものとする。
- 当該工事入札公告日に有効な宮城県建設工事入札参加登録資格審査の承認結果を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社のいずれかの障害者雇用状況を対象とする。

④労働条件の明示状況

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	—	労働者に労働条件を明示していない下請予定企業がいる。
0.727	優 良	自社及び全下請予定企業が、それぞれが雇用する労働者に労働条件を明示している。

- 労働基準法第15条の1で規定されている労働条件の労働者への明示状況について、入札参加者及び全下請予定企業の状況を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成企業全てを対象とする。
- 本評価項目は入札参加者の自己申告で評価し、実績資料の提出を求めることとする。
- 労働条件については、以下に示す事項が最低限明示されていることを要する。
 - ・宮城労働局が推奨している、建設労働者モデル労働条件通知に明示されている事項全てとする。(巻末参考資料参照)
 - ・各事項について、就業規則を示し当該労働者に適用する部分を明確にした上で就業規則を交付する方法としている場合は、通知書への具体的記載を要しないが、その明示手法を発注者に示さなければならない。
- 工事施工中及び完了時に発注者が申告状況を確認することとし、労働条件の明示状況に不適切な状況が確認された場合には、工事成績評点での減点対象とする。
(「4 評価内容の担保」参照)

⑤女性のチカラを活かす企業の認証取得状況

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	—	認証なし。
0.50	良	女性のチカラを活かす企業の認証取得済み。

- 当該工事入札公告日に有効な宮城県建設工事入札参加登録資格審査の承認結果を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者取得状況を対象とする。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体（復興 JV）として入札参加する場合は、構成員各社いずれかの企業の取得状況を対象とすることができる。

3. 地域性

1) 地域貢献

①大衡村が管理する道路の除融雪業務の実績（過去5年間）

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	一	実績なし
2.00	優 良	大衡村が管理する道路の除融雪業務の実績あり

- 「道路の除融雪業務」とは、大衡村の発注業務で、冬期間を通じ出動基準等に基づき、除雪作業、運搬排雪作業、凍結防止剤散布作業、雪道パトロール等を実施する業務とする。
- 当該工事の開札日の属する年度の直前5カ年度及び当該工事入札公告日までにおける元請としての契約実績を対象とする。（当該工事の入札公告日までの契約で、契約期間中の業務を含む。）
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。

②大衡村の施設管理業務の実績（道路除融雪業務を除く）（過去5年間）

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	一	実績なし
1.00	優 良	大衡村が管理する施設管理業務の実績あり

- 「施設管理業務」とは、大衡村の発注業務で、管理者の指示等に基づき、村の管理施設の巡回・巡回、除草、伐木、除根、補修、清掃、除融雪（道路除融雪業務を除く）等を実施する業務とする。
- 当該工事の開札日の属する年度の直前5カ年度及び当該工事入札公告日までにおける元請としての契約実績を対象とする。（当該工事の入札公告日までの契約で、契約期間中の業務を含む。）
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。

③大衡村内での災害時における地域貢献の実績

- ・災害協定等締結の有無

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	一	災害協定なし
2.00	優 良	大衡村との災害協定あり

- 入札公告日において大衡村との間との防災活動に関する協定締結等の有無を対象とする。

- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの協定を申告することができる。
- 確認資料は災害協定等の写し及び防災活動に対し一定の役割を果たすことを証明する書類（配備体制図又は配備要領等が明示されているもの）とする。また、入札参加者の所属する団体が災害協定等を締結している場合には当該団体に加入していることを証する書類を提出する。

・実績の有無(過去5年間)

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	—	実績なし
1.00	優 良	実績あり

- 災害等発生時における巡回パトロール、応急対策、救援活動等の地域貢献の実績を対象とする。
- 当該工事の開札日の属する年度の直前5カ年度及び当該工事入札公告日までにおける、大衡村内での実績を対象とする。
- 契約に基づく対価の支払いを受けたもの又は受ける予定のものは対象としない。
(協定等に基づく実費弁償を受けているものは対象とする)
- 義援金、募金、援助物資等の金品の提供のみについては対象としない。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。
- 実績資料は災害時地域貢献に対する村の証明書（公印又は担当職員2名の記名押印）とする。

④大衡村内での企業の社会的責任等（CSR）の実績※（過去2年間）

※他の評価項目で加点された同じ内容での実績は除く

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評価基準
0.00	—	実績なし
1.00	優 良	実績あり

- 企業ぐるみでの地域貢献活動を対象とするため、社員等が個人的に活動したもののは対象外とする。
- 当該工事の開札日の属する年度の直前2カ年度及び当該工事入札公告日までにおける、村内での実績を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。
- 寄付金、募金、物資等の金品の提供のみについては対象としない。
- 入札参加者は「企業の社会的責任等（CSR）の実績説明書（以下「CSR実績説明書」という。）」を提出する。なお、落札者の「CSR実績説明書」は、総合評価結果一覧表とともに公表する。（実績として評価したもののみ）
- 実績資料は、企業として参加したことが確認できる資料の写し（活動に関する覚書、協定書又は活動要領のほか、活動の実施報告書、証明書、感謝状、御礼状又は新聞記事若しくは活動状況写真等）とする。また、入札参加者の加入又は参加する団体として地域貢献活動を行った場合には、入札参加者が当該活動に參加したことを証する書類（主催者の参加証明又は参加者名簿等）を提出する。

2) 震災貢献

東日本大震災での対応実績（震災特例評価項目）

配点記載内容評価基準

評価点	記載内容	評 値 基 準
0.00	－	実績なし
2.00	優 良	実績あり

- 東日本大震災での村管理施設の応急対策、ガレキ処理等の実績を対象とし、緊急的な概算契約（随意契約）の実績も対象とする。（県内市町村で構成される一部事務組合を含む。）
- 当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。
- 実績確認資料は下記のいずれかとする。
 - ・ 宮城県知事、県内市町村長、東北地方整備局長、東北農政局長、一部事務組合の長いずれかから東日本大震災への支援に対する感謝状の写し。これ以外（所長、課長等）からの感謝状等は対象としない。（ただし、各団体への感謝状により対応実績とする場合は、東日本大震災時に入札参加者が当該団体に加入していたことを証する書類も提出する。東日本大震災時に入札参加者の加入が確認できない場合は対応実績の対象としない。）
 - ・ 契約資料の写し（感謝状等が無い場合に必要）